

【事案の概要】**1 事案の要旨**

本件は、別紙物件目録記載 1, 2 及び 6 の各土地（以下、これらの土地を併せて「本件各土地」という。）の所有者である原告が、本件各土地の固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）につき、地方税法所定の小規模住宅用地の特例及び東京都都税条例等所定の小規模非住宅用地減免制度を適用しないで算出された金額を納付したことについて、被告が本件各土地の評価を誤って上記特例及び減免制度を適用しなかったことに過失があり、過納付が生じたとして、被告に対し、国家賠償法 1 条 1 項に基づき、平成 9 年度から平成 23 年度までの過納付金相当額及び弁護士費用相当額総額 6 4 4 万 5 5 2 7 円の損害賠償並びに上記各年度の過納付金相当額及び弁護士費用相当額に対する各翌年の 3 月 1 日（納期限の翌日）から各支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 関係法令の定め等

（1）専ら人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供されている土地は住宅用地に当たり、住宅用地のうち、その面積が 200 平方メートル以下のもの及び 200 平方メートルを超えるもので当該住宅用地の面積を当該住宅用地の上に存する住居の数で除して得た面積が 200 平方メートル以下であるものは、小規模住宅用地に当たる（地方税法（平成 12 年度分以前の固定資産税については平成 13 年法律第 8 号による改正前のもの、平成 13 年度分から平成 17 年度分までの固定資産税については平成 18 年法律第 7 号による改正前のもの、平成 18 年度分から平成 23 年 6 月 29 日までの固定資産税については平成 23 年法律第 83 号による改正前のもの、平成 23 年 6 月 30 日以降の固定資産税については現行のもの）349 条の 3 の 2、地方税法施行令 52 条の 11）。

（2）固定資産税の課税標準は、基準年度に係る賦課期日における固定資産の価格で固定資産課税台帳に登録されたものであるが、小規模住宅用地については、課税標準となるべき価格の 6 分の 1 の額とされている（地方税法 349 条の 3 の 2 第 2 項）。

（3）都市計画税の課税標準は、当該土地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格であるが、小規模住宅用地については、課税標準となるべき価格の 3 分の 1 の額とされている（地方税法（平成 12 年度分までの都市計画税については平成 13 年法律第 8 号による改正前のもの）702 条の 3 第 2 項。以下、上記（2）と併せて「小規模住宅用地の特例」という。）。

（4）東京都においては、平成 14 年、地方税法 367 条及び同法 702 条の 8 第 7 項の固定資産税等の減免措置に基づき、個人等が所有する地方税法 34

9 条の 3 の 2 に規定する住宅用地以外の宅地（以下「非住宅用地」という。）について、一画地の面積が 400 平方メートル以下であるもののうち 200 平方メートルの部分について、固定資産税等を 2 割減免する制度が定められた（東京都都税条例（昭和 25 年東京都条例第 56 号。以下「都税条例」という。）134 条 1 項 4 号，188 条の 30，小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税の減免要綱（平成 14 年 3 月 29 日付 13 主税第 509 号東京都知事決定）。以下「小規模非住宅用地減免制度」といい，小規模住宅用地の特例と併せて「本件各特例」という。）。

小規模非住宅用地減免制度は，非住宅用地の所有者からの申請に基づき適用される（地方税法 367 条，都税条例 134 条 3 項）。

（5）住宅用地の所有者は，知事に対し，住宅用地の所在及び面積その他固定資産税の賦課徴収に関し必要な事項を申告しなければならず，固定資産について住宅用地から非住宅用地への変更があった場合にはその旨を申告しなければならない（地方税法 384 条 1 項，2 項，734 条 1 項，都税条例 136 条の 2）。正当な理由なく上記の申告をしなかったときは，過料が科される（地方税法 386 条，都税条例 137 条 1 項）。

3 前提事実（争いがないか，後掲各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる。以下，証拠の引用で枝番を全て含む場合は枝番の記載を省略する。）

（1）原告の養父亡 d（以下「亡 d」という。）は，昭和 22 年 10 月 1 日から平成 12 年 2 月 12 日に死亡するまで，別紙物件目録記載 1 ないし 6 の各土地（以下，同目録記載 1 の土地を「×-×地」，記載 2 の土地を「△-□地」，記載 3 の土地を「△-▽地」，記載 4 の土地を「△-◇地」，記載 5 の土地を「△-◎地」，記載 6 の土地を「△-●地」と，それぞれいうことがある。）を所有していたところ，原告は，同日，これらの土地を亡 d からの相続により取得し，現在まで所有している。

（2）本件各土地の利用状況及び課税状況

ア×-×地については，平成 7 年 5 月 8 日に土地上の旧建物が取り壊され，同年 10 月 1 日に新たな建物が建築されて，同建物には二つの住居表示が付された（A10，11）。×-×地の面積は 234.38 平方メートルであるが，上記のとおり同土地には二つの住居があるから，平成 8 年度以降の同土地の課税標準について小規模住宅用地の特例が適用されるべきであった。

豊島都税事務所の担当職員（以下，単に「担当職員」という。）は，登記所から上記の建物新築等に係る地方税法 382 条の通知を受けて実地調査を行った際，×-×地上の新たな建物につき，住居が二つ存在することについては把握したが，これを誤って登録した。

豊島都税事務所長は，平成 8 年度以降，平成 27 年度まで，×-×地を住居 1

戸の敷地と認定し、×-×地のうち200平方メートルのみを小規模住宅用地と認定し、残り34.38平方メートルは一般住宅用地として認定して、別紙「×-×の土地に係る固定資産税及び都市計画税の税額」（以下「別表〔1〕」という。）の「当初課税額」欄記載の金額を納税額として賦課決定・通知し、当該時点の土地所有者であった亡d又は原告（以下、便宜上「原告ら」と総称する。）は、各年度の2月末日までに同額をそれぞれ固定資産税等として被告に納付したが、上記賦課決定には国家賠償法上の違法性が存した。×-×地全体について小規模住宅用地の特例を適用した場合の納税額は、別表〔1〕の「平成27年12月修正」欄記載の金額であり、同表の「過納付額」欄記載の金額につき、固定資産税等の過納付が生じた。

イ△-□地については、平成11年6月10日までに土地上の建物が解体され、その後は駐車場として利用されていたところ、その面積は241.32平方メートルであるから、平成14年度以降は、小規模非住宅用地減免制度が適用されるべきであった。

担当職員は、平成11年に上記建物が滅失した際に実地調査を行ったが、その際に△-□地が△-●地と併せて月極駐車場として利用されていると認定し、住宅用地から非住宅用地に認定変更するとともに、両土地全体を一画地として認定した（B3、弁論の全趣旨）。

豊島都税事務所長は、平成14年度以降、平成27年度まで、△-□地について小規模非住宅用地減免制度を適用せずに別紙「△-□の土地に係る固定資産税及び都市計画税の税額」（以下「別表〔2〕」という。）の「当初課税額」欄記載の金額を納税額として通知し、原告は、各年度の2月末日までに同額を固定資産税等として被告に納付した。

△-□地について小規模非住宅用地減免制度を適用した場合の納税額は、別表〔2〕の「平成29年6月再修正」欄記載の金額であり、同表の「過納付額」欄記載の金額につき、固定資産税等の過納付が生じた。

ウ（ア）△-●地上にはブロック塀が設置されており、ブロック塀より北側の部分が129.68平方メートルでその一部に道路非課税部分3.29平方メートルがあり（以下、課税部分126.39平方メートルを「北側部分」という。）、ブロック塀より南側の部分が108.33平方メートルである（以下「南側部分」という。）。

（イ）△-●地は、以前は△-▽地、△-◇地及び△-◎地上に建っている原告所有の共同住宅（以下「本件共同住宅」という。）のための住宅用地として認定され、小規模住宅用地の特例が適用されていた。しかるに、上記イの△-□地上の建物が解体された後、南側部分が△-□地とともに月極駐車場として利用されるようになると、△-●地全体が非住宅用地に認定変更され、上記イ

のとおり、△-□地と併せて一画地（479.33平方メートル）の非住宅用地として認定された。

(ウ) しかし、上記建物解体後も、北側部分は本件共同住宅の駐車場となっており、また、本件共同住宅のためのごみ置き場及びポンプ室が設置され、本件共同住宅の敷地として利用されていて、△-●地全体が△-□地とともに駐車場として利用されているものではないから、画地認定の原則により、△-●地及び△-□地はそれぞれ筆ごとに一画地と認定すべきものである。したがって、北側部分については、平成12年度以降も小規模住宅用地の特例が、南側部分については、平成14年度以降は小規模非住宅用地減免制度が適用されるべきであった。

(エ) 被告は、△-●地について、別紙「△-●の土地の固定資産税及び都市計画税に係る税額」（以下「別表〔3〕」という。）の「当初課税額」欄記載の金額を納税額として通知し、原告らは、各年度の2月末日までに同額をそれぞれ固定資産税等として被告に納付した。

△-●地について本件各特例を適用した場合の納税額は、別表〔3〕の「平成29年6月再修正」欄記載の金額であり、同表の「過納付額」欄記載の金額につき、固定資産税等の過納付が生じた。

(3) 過誤の発覚と過納付額の還付

豊島都税事務所は、原告に対し、平成27年10月6日付け「固定資産税・都市計画税に関するお尋ね」と題する書面を送付し、同年11月12日、担当職員が、原告に対し、本件各土地の課税に誤りがあった旨を説明し、被告は、平成27年12月10日、本件各土地に係る平成23年度から平成27年度までの固定資産税等について減額賦課決定を行い、同決定に基づく過納付額を原告に還付した。さらに、被告は、平成29年6月10日、△-□地及び△-●地の税額につき、別表〔2〕及び〔3〕の「平成29年6月再修正」欄記載の再修正を行った。

(4) 時効援用の意思表示

被告は、原告に対し、平成29年4月17日の本件第1回弁論準備手続期日において、原告の本訴請求債権について消滅時効を援用するとの意思表示をした。

4 争点及びこれに関する当事者の主張

(1) △-□地及び△-●地の課税に係る国家賠償法上の違法及び過失

(原告の主張)

ア(ア) △-□地及び△-●地の南側部分が平成11年6月以降月極駐車場として利用され、非住宅用地であること及びいずれも面積が400平方メートル以下であることは土地の外観から明白である。そして、各土地の面積が400

平方メートル以下であること及び個人である原告らが所有していることは登記簿謄本から容易に認識できる。

(イ) △-●地は、北側と南側がブロック塀により仕切られており、かつ、本件共同住宅の居住者のための駐車場等として利用されている北側部分と南側部分とでは外観上用途が別であることは明白であるから、担当職員が適切に実地調査等を実施していれば、北側部分に小規模住宅用地の特例の適用があることを容易に認定できたはずである。

イしたがって、△-□地及び△-●地に本件各特例を適用しなかった担当職員は、職務上の義務を果たさず漫然とこれらの土地の評価を誤ったもので、国家賠償法上違法であり、過失があったといえる。

(被告の主張)

ア△-●地は、△-□地と併せて月極駐車場として利用されている部分と、△-▽地、△-◇地及び△-◎地と併せて本件共同住宅の居住者の用に供されている部分に区分して異なる利用がされている上、△-□地、△-●地及び△-◎地は、西側道路側に境界標が存在しておらず、境界を把握しにくいこと、加えて、公図によれば、△-◎地と△-●地の境界は、両土地が接している西側道路の曲がり角よりも南側に位置していることからすれば、月極駐車場の利用範囲を把握することは困難であり、△-●地全体が月極駐車場として利用されていると認識し、それ以上の調査をしなかったとしてもやむを得ない。

イ都税事務所は、土地所有者に対して、毎年度、納税通知書、課税明細書、固定資産税等の仕組みや課税明細書の見方に関する説明文書及び平成10年度から平成17年度は住宅用地の特例に関する案内文書を併せて送付し、課税状況を明らかにするとともに本件各特例を周知しており、原告らにも送付している。にもかかわらず、原告らは、△-□地及び△-●地の南側部分は、平成11年以前は住宅用地であったものが非住宅用地に変更されたことにつき申告しておらず、小規模非住宅用地減免制度の申請手続も行っておらず、その他何らの問い合わせもしなかった。

ウ以上の事情の下においては、豊島都税事務所長が△-□地及び△-●地に係る各賦課決定において、職務上通常尽くすべき注意義務を怠って、漫然と誤認したものとまでは認められない。

(2) 損害

(原告の主張)

原告らは、上記3(2)のとおり、別表〔1〕ないし〔3〕の各「過納付額」欄記載の金額を過納付したことにより、これらの合計618万1203円及び各年度の過納付額の1割相当額(円未満切捨て)である弁護士費用(合計61万8112円)の損害を被った。

（被告の主張）

争う。

（3）消滅時効

（被告の主張）

上記（1）イのとおり、豊島都税事務所は、原告らに対して課税に関する各書類を送付しており、平成15年度以降は課税明細書に小規模住宅用地の特例の適用対象地積、一般住宅用地の特例の適用対象地積、非住宅用地の地積及び小規模非住宅用地の減免制度の適否がそれぞれ明示されるようになったことからすれば、遅くとも平成15年度の課税明細書が送達された時点において、本件各土地に本件各特例が適用されていないことは一見して明らかであった。したがって、平成9年度以降平成14年度までの過納付については平成15年度の課税明細書等が送達された時点で、同年度以降については各年度の課税証明書等に基づいて納税された時点で、原告は、国家賠償請求が事実上可能な状況の下に、その可能な程度に現実に損害を認識していたと思われる。

よって、平成9年度から平成22年度までのいずれについても、消滅時効が完成している。

（原告の主張）

原告が固定資産税等を過大に納付し、損害が生じていたことを現実に認識していたのであれば、直ちに必要な申出をする等して過納付の状態を解消する措置を採っていたはずであるが、実際には平成27年10月までは過納付を継続していたのであるから、被告が主張する各時期においても、原告が過納付を認識していなかったことは明らかである。したがって、原告は、被告が主張する各時期においても損害を知ったとはいえないから、消滅時効は成立しない。

（4）過失相殺

（被告の主張）

原告らは、上記（3）のとおり送付を受けた課税に関する各書類の記載から、本件各土地に本件各特例が適用されていないことを容易に知り得たにもかかわらず、住宅用地の申告や非住宅用地の減免申請手続を行わず、その他何らの問い合わせもしていないのであるから、原告らには相当の過失が認められ、過失相殺がされるべきである。

（原告の主張）

そもそも豊島都税事務所が必要な調査を尽くしていれば本件各特例を適用すべきことを容易に認識できたから、原告らにより損害が発生・拡大したということとはできず、過失相殺は許されない。

また、原告らは税務の専門家ではない納税義務者であり、賦課課税方式が採用されている固定資産税等の納税に当たっては、豊島都税事務所からの通知を正

当なものと信じて納税したとしても無理からぬものがある。しかも、亡 d は、例えば平成 11 年時点においては 98 筆の土地を所有するなど、多くの土地を所有していたから、納税通知書等を全て精査することは不可能であって、これらの通知書等をもってしても、原告らが、本件各特例が適用されていないことを容易に知り得たとはいえない。

【当裁判所の判断】

1 認定事実

前記前提事実のほか、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(1) 豊島都税事務所は、原告らに対し、毎年度、納税通知書、課税明細書、固定資産税等の仕組みや課税明細書の見方に関する説明文書及び平成 10 年度から平成 17 年度は住宅用地の特例に関する案内文書を併せて送付しており、平成 15 年度以降は、課税明細書に小規模住宅用地の特例の適用対象地積、一般住宅用地の特例の適用対象地積、非住宅用地の地積及び小規模非住宅用地の減免制度の適否がそれぞれ明示されるようになっていた (B6 ないし 9, 弁論の全趣旨)。

(2) 小規模非住宅減免制度は、平成 14 年度に導入以降、課税明細書の摘要欄に非住宅減免等と記載されるとともに、減免税額が記載され、また同封の説明文書にも小規模非住宅減免の制度の案内が記載されていた (B8 の 6 ないし 14)。

(3) 原告らは、住宅用地の変更等につき、住宅用地の申告をせず、小規模非住宅用地減免制度の申請手続も行っておらず、その他何らの問い合わせもしていなかった (弁論の全趣旨)。

2 争点 (1) (△-□地及び△-●地の課税に係る国家賠償法上の違法及び過失) について

(1) 国家賠償法 1 条 1 項は、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背して当該国民に損害を加えたときに、国又は公共団体がこれを賠償する責に任ずることを規定するものであって、公権力の行使に当たる公務員の職務上の行為が同条項の適用上違法と評価されるのは、当該公務員が、当該行為によって損害を受けたと主張する特定の国民との関係において、職務上の法的義務として通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と当該行為を行ったと認め得るような事情がある場合に限るものと解するのが相当である (最高裁昭和 53 年 (オ) 第 1240 号同 60 年 11 月 21 日第一小法廷判決・民集 39 卷 7 号 1512 頁, 最高裁平成元年 (オ) 第 930 号同 5 年 3 月 11 日第一小法廷判決・民集 47 卷 4 号 2

863頁等参照)。

(2) △-□地及び△-●地については、上記前提事実(2)イのとおり、担当職員は、△-□地上の建物が解体された際の現地調査で、△-□地が△-●地と併せて月極駐車場として利用されていると認定するとともに、両土地全体を一画地として認定したものである。

かかる誤りが生じた経緯については、争いのない事実、証拠(B3)及び弁論の全趣旨によれば、上記解体より以前は、△-●地は本件共同住宅のための住宅用地であると認定されて小規模住宅用地の特例が適用されており、被告作成に係る同土地の認定調査票には、「家屋の状況」欄に本件共同住宅を指す住宅戸数が30戸、地上3階建ての建物が記載され、「備考」欄に「(1~5~7と連結) aの居住者専用駐車場有」と記載されていたにもかかわらず、上記現地調査の後、担当職員は、登記所から滅失登記がされた旨の通知を受けた△-□地上の建物につき同土地の認定調査票の記載を抹消しただけでなく、△-●地の認定調査票における同土地の建物の記載も抹消してしまったことが認められる。しかしながら、△-□地上の建物と△-●地上の建物とが別の建物であることは記載自体から明らかであって、後者の記載を抹消するというのはそれ自体が理解し難い過誤というほかないものであるし、証拠(B5)によれば、△-●地と△-◎地の境界の東端には境界標が設置されていることが認められるから、適切な実地調査を行えば、本件共同住宅が△-●地に隣接する土地に存在することはもとより、△-●地の北側部分が本件共同住宅のための住宅用地として利用されている事実を容易に認識することができたものと考えられる。そうすると、△-□地と△-●地が併せて月極駐車場として利用されているとして両土地全体を一画地と認定してなされた豊島都税事務所長による賦課決定は、固定資産税等の納税者との関係において、職務上の法的義務として通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と当該行為を行ったと認め得るような事情があったといわざるを得ず、国家賠償法1条1項の適用上違法であるとの評価を免れないとともに、過失があったというべきである。

これに対し、被告は、△-●地は、北側と南側で区分して異なる利用がなされている上、西側道路側に境界標が存在しておらず、境界を把握しにくいこと、公図によれば、△-◎地と△-●地の境界は、西側道路の曲がり角よりも南側に位置していることからすれば、月極駐車場の利用範囲を把握することは困難であったなどと主張する(前記第2の4(1)ア)。しかしながら、△-●地はブロック塀を境に北側と南側とで異なる利用がされているのであって、利用範囲自体を把握することは困難ではないし、上記のとおり、△-◎地と△-●地の境界の東端には境界標が存在することに加え、証拠(A8, 14~18, 22~24)及び弁論の全趣旨によれば、公図に表示されている△-◎地と△

一●地の境界と現況における上記ブロック塀とは、西側の▲番▼の土地の北側境界との位置関係に照らしても明らかに異なっていること、△-◎地と△-●地の境界は公図上東西方向に一直線であるのに上記ブロック塀は一部分が南北方向に曲がっていること等が認められるから、上記ブロック塀は△-◎地と△-●地の境界ではなく、△-●地を北側と南側に分けているものにすぎないことを容易に認識し得たというべきである。

また、被告は、豊島都税事務所が原告らに対して、毎年度、上記 1 (1) の課税に関する各書類を送付し、土地所有者に対して課税状況を明らかにするとともに、本件各特例についても周知していたにもかかわらず、原告らは、本件各特例に係る申告や申請手続等を行っていないことを指摘する（前記第 2 の 4 (1) イ）。しかしながら、本件各特例に係る申告や申請手続等は、あくまで課税庁による住宅用地の認定を補完する制度にすぎず、固定資産税の評価は一次的には課税庁の責務であるといえるから、これらを怠ったことが後記のとおり過失相殺で考慮されることはあっても、被告の注意義務違反が否定されるものではない。

したがって、被告の主張は採用できない。

3 争点 (2) (損害) について

上述のとおり、豊島都税事務所長が本件各土地に本件各特例を適用しないで行った各賦課決定は、国家賠償法 1 条 1 項の適用上違法であると解されるところ、原告らは、その結果、別表 [1] ないし [3] の各「過納付額」欄記載のとおり、平成 9 年度から平成 23 年度までの固定資産税等について過大に納付したものである（前記第 2 の 3 (2)）から、これらの合計 6 1 8 万 1 2 0 3 円は原告らが被った損害であると認められる（弁護士費用相当額の損害については後述する。）。

4 争点 (3) (消滅時効) について

被告は、平成 15 年度以降は、豊島都税事務所が、原告に送付していた課税明細書に小規模住宅用地の特例の適用対象地積、一般住宅用地の特例の適用対象地積、非住宅用地の地積及び小規模非住宅用地の減免制度の適否がそれぞれ明示されるようになったことから、平成 9 年度以降平成 14 年度までの過納付については平成 15 年度の課税明細書等が送達された時点、同年度以降の課税については、各年度の課税証明書に基づいて納税された時点において、被告に対して、国家賠償請求が事実上可能な状況であり、可能な程度に現実に認識していたとして、上記各時点が「損害を知った時」（民法 724 条）に当たると主張する（前記第 2 の 4 (3)）。しかし、仮に原告が過納付の事実を認識していたのであれば、そのような状態を解消する措置をとるのが自然であるところ、前記認定事実 (3) のとおり原告は何らの申告ないし不服申立てをせずに

平成 27 年まで過納付を続けていたのであるから、被告が主張する各時期に過納付の事実を認識していたものと認めることはできず、他にかかる認定を左右するに足りる証拠はない。むしろ、原告が過納付を現実に行ったのは、担当職員より連絡を受けた平成 27 年 10 月頃（前提事実（3））であり、それまでは各年度の課税通知書の記載を信頼し、それを疑っていなかったことがうかがわれるから、納税通知書の記載を精査して税額が過大であることを、被告に対する国家賠償請求が可能な状況の下に、その可能な程度において損害を知ったとは認め難いというべきである。したがって、いまだ時効は完成しておらず、時効消滅の主張は理由がない。

5 争点（4）（過失相殺）について

（1）前記第 2 の 2（4）及び（5）のとおり、地方税法及び都税条例は、土地の所有者に住宅用地適用の基礎となる事実の申告を罰則付きで義務付け、小規模非住宅減免制度についても、土地所有者に申請書の提出を義務付けているところ、かかる法令の趣旨は、土地所有者に対しても、申告等により固定資産の適正な評価・認定を補完し、過誤の防止に資する役割を求めているところであり、かかる申告等を行っていない土地所有者においては、本来得られるべき利益を得られないことがあっても、一定程度はこれを甘受すべきであると解される。本件では、原告らは本件各土地について、住宅用地の変更等が生じた場合の申告及び小規模非住宅用地減免制度の申請をいずれも行っていなかったと認められるところ、これらの申告及び申請を行っていれば、損害の発生を回避できた可能性がある。また、原告らは、毎年、納税通知書や説明書等を受領しており、これらを精査すれば本件各土地について本件各特例が適用されていないこと及びこれらが適用されるべきことを知ることができたはずであるが、過誤に気づくことのないまま課税に何らの不服申立てもしていなかったことが認められ、原告らの不申告が損害の拡大に寄与していたことは否めない。したがって、原告らにも過失があったというべきであり、原告らの損害について過失相殺をするのが相当である。

（2）これに対し、原告は、そもそも豊島都税事務所において必要な調査を尽くしていれば同事務所において本件各特例を適用すべきことを容易に知り得たのであるから、原告らの過失により損害が発生・拡大したということとはできず、過失相殺すべきではないと主張するが、上述のとおり、納税者にも申告義務が課されているのであるから、固定資産の適正な評価を確保するための補完的役割を担っているものということができ、申告を怠った原告らにも一定の過失があったものといわざるを得ず、豊島都税事務所の調査の懈怠を理由に原告らの過失を否定することはできない。また、原告は、亡 d が多くの土地を所有していたことから、原告らが本件各特例が適用されていないことを容易に知り

得たとはいえないと主張するが、多くの土地を所有し他人に賃借している者であれば、固定資産税等に高い関心を払ってしかるべきであるともいえるのであって、上記主張は採用できない。

(3) もっとも、本件各土地のうち××地については、担当職員は、実地調査の結果、同土地上新たな建物について住居が二つ存在することについては把握した、すなわち小規模住宅用地の特例が適用される前提となる事実関係については認識したものの、これを登録する過程で誤りが生じた(前記第2の3(2)ア)というのであるから、原告らによる住宅用地の申告の有無にかかわらず誤りが生じた可能性も否定できない。また、△-□地及び△-●地については、前記2(2)のとおり、担当職員は月極駐車場の範囲だけでなく、認定調査票における抹消すべき建物についても誤認したものであり、注意義務違反の程度は小さくないといわざるを得ない。そうすると、本件各土地のいずれについても、原告らの過失が損害の発生及び拡大に寄与しているとはいっても、損害の衡平な分担という見地からすれば、原告らに帰責できる部分はさほど大きくないというべきであり、以上に説示した原告らの過失、担当職員の注意義務違反の内容及び程度、関係法令の規定の趣旨のほか、本件に現れた諸事情を総合考慮すると、本件における原告らの過失割合は2割と認めるのが相当である。

(4) 以上にに基づき、原告らが被った過納付金相当額の損害から2割の過失相殺をした額が別紙認容額一覧表の「過失相殺後」欄記載の金額であり、事案の内容等からこれと相当因果関係ある弁護士費用の損害として各1割を認めるのが相当であるから、これらを加算し、死亡が死亡するまでに発生したものは、原告が相続しているから、原告は、被告に対し、別紙認容額一覧表の「内金」欄記載の各金員の損害賠償及び上記各金員に対する各翌年の3月1日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求めるといえるべきである。

【結論】

よって、原告の請求は主文第1項の限度で理由があるからこれを認容し、その余は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

なお、仮執行宣言免脱の申立てについては相当でないからこれを却下する。

東京地方裁判所民事第37部

裁判長裁判官 上田哲 裁判官 波多野紀夫 裁判官 森沙恵子

別紙認容額一覧表

別表〔1〕□の土地に係る固定資産税及び都市計画税の税額

別表〔2〕□の土地に係る固定資産税及び都市計画税の税額

別表〔3〕□の土地に係る固定資産税及び都市計画税の税額

平成 28 年（ワ）第 4 3 9 6 0 号

原告 a

被告東京都

更正決定

上記当事者間の国家賠償請求事件について、平成 29 年 12 月 14 日に言い渡した判決に明白な誤りがあるので、職権により、次のとおり決定する。

主文判決の末尾に別紙物件目録を添付する。

平成 29 年 12 月 22 日

東京地方裁判所民事第 37 部

裁判官裁判官上田哲裁判官波多野紀夫裁判官森沙恵子

別紙物件目録

1 土地

所在豊島区○◆丁目

地番×番×

地目宅地

地積 234.38 平方メートル

2 土地

所在豊島区○◆丁目

地番△番□

地目宅地

地積 241.32 平方メートル

3 土地

所在豊島区○◆丁目

地番△番▽

地目宅地

地積 251.23 平方メートル

4 土地

所在豊島区○◆丁目

地番△番◇

地目宅地

地積 247.93 平方メートル

5 土地

所在豊島区○◆丁目

地番△番◎

地目宅地

地積 307.43 平方メートル

6 土地

所在豊島区○◆丁目

地番△番●

地目宅地

地積 238.01 平方メートル

以上